

## 令和4年度監査報告書

学校法人植田学園寄付行為第13条に基づいて令和4年度の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。私たちは監査に当たり、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。監査の結果、学校法人植田学園の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

令和4年度決算報告に係る監査を行ったところ、適正に処理されていることを確認したので報告する。

令和5年 5月 23 日

監事

小荒井 是門



監事

笠川 瞳夫

